

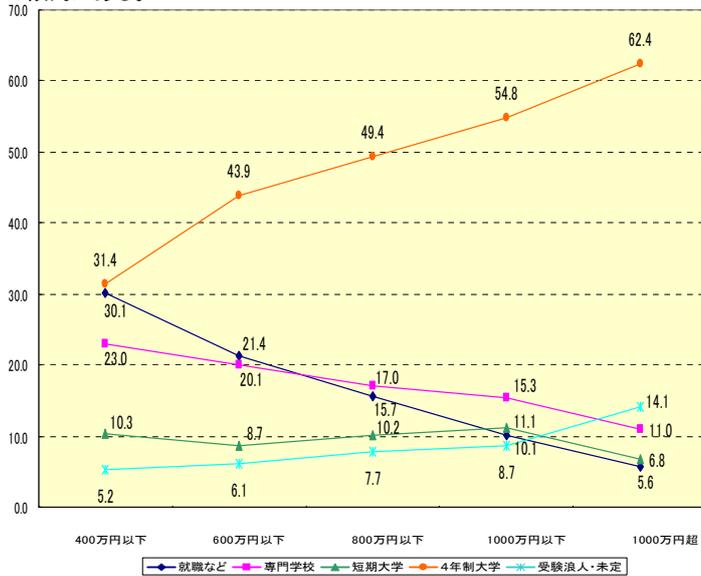
(6) 家庭の経済状況に左右されない教育機会の保障

家庭の経済事情による影響（進路）

○ 両親の収入や世帯タイプ等の経済事情によって、進路や進学率に差が生じている（貧困率自体も、ひとり親世帯については5割を超えるなど、世帯タイプによって大きな差がある）。

●高校卒業後の予定進路(両親年収別)

両親の年収が高くなるほど、4年生大学に進学する割合が増加する傾向にある。



注1) 日本全国から無作為に選ばれた高校3年生4,000人とその保護者4,000人が調査対象。
 注2) 高親年収は、父母それぞれの税込年収に中央値を割り当て(例:「500~700万円未満」なら600万円)、合計したもの。
 注3) 無回答を除く。「就職など」には就職進学、アルバイト、海外の大学・学校、家事手伝い、家事手伝い主婦、その他を含む。専門学校には各種学校を含む。

(出典) 東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査 第1次報告書」(2007年9月)

●世帯タイプによる大学等進学率の差



全世帯の大学等(短大・専門学校含む)の現役進学率
73.2% ※4

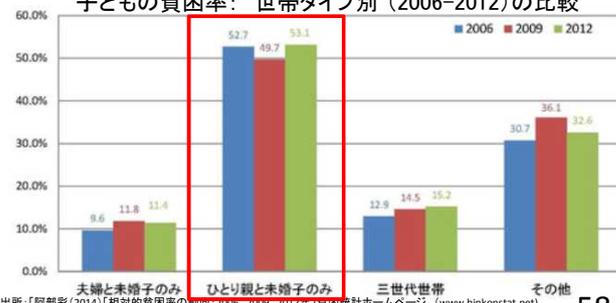
※1 平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計)
 ※2,3 平成27年4月1日現在 厚生労働省調べ
 ※4 文部科学省「平成27年度学校基本調査」を基に算出

参考1: 各世帯における子供数等

- ひとり親世帯の数 : 約150万世帯 ※5
- 生活保護世帯の子供の人数 : 約28万人 ※6
- 児童養護施設の子供の人数 : 約3万人 ※7

※5 ひとり親世帯数として、厚生労働省「平成23年度 全国母子世帯等調査結果報告(平成23年11月1日現在)」における満20歳未満の未婚の子供がいるひとり親の推計世帯数(母子世帯123.8万世帯及び父子世帯22.3万世帯)を合計した値を記載しており、ひとり親世帯の子供の数ではない
 ※6 生活保護を受給している20歳未満の障害者(厚生労働省「平成26年度被保護者調査 年次調査(個別調査)(平成26年7月末日現在)」(286,048人)に記載している)
 ※7 厚生労働省家庭福祉課調べ(平成27年10月1日現在)によると、全国の児童養護施設入所児童は27,828人である

参考2: 世帯タイプによって貧困率自体にも大きな差 子どもの貧困率: 世帯タイプ別 (2006-2012)の比較



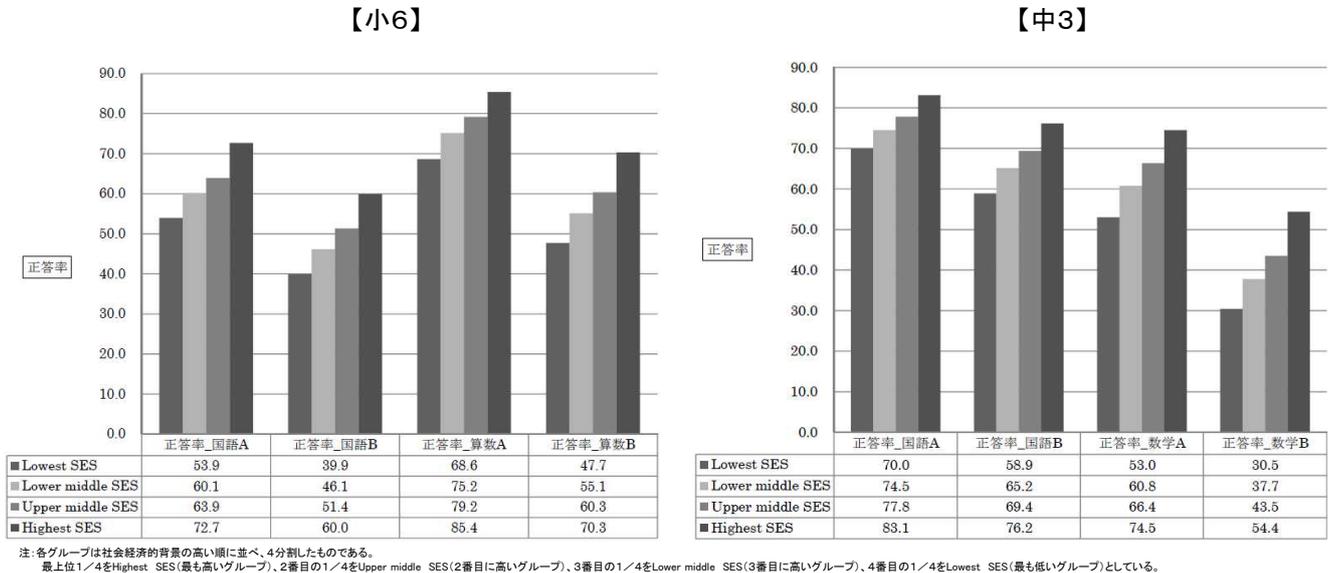
出所:「阿部彰(2014)「相対的貧困率の動向-2006-2009-2012年」貧困統計ホームページ (www.hinkonstat.net)

家庭の経済事情による影響（学力）

○ 所得をはじめとした家庭の社会経済的背景と学力には明らかな相関関係がみられる。

●家庭の社会経済的背景(SES)と各正答率

(※家庭の社会経済的背景 SES(Socio-Economic Status)は、家庭の所得、父親学歴、母親学歴の合成尺度)



A問題:主として「知識」を問う問題。身につけておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、
実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など
B問題:主として「活用」を問う問題。知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、
様々な課題解決のための構想を立て、実践し、評価・改善する力など

出典:平成26年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究 国立大学法人お茶の水女子大学(平成26年3月28日)

各教育段階ごとの教育費

○ 幼稚園から大学まで、すべて国公立だと約800万円、すべて私立だと約2,300万円の教育費が子供一人当たりかかる。

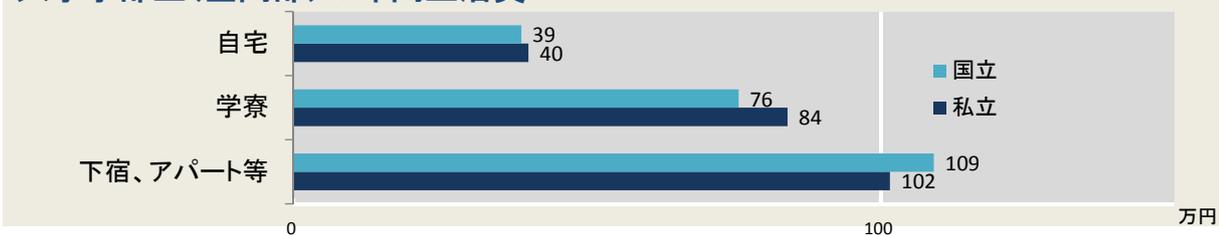
	国公立※	私立
幼稚園	634,881	1,492,823
小学校	1,924,383	9,215,345
中学校	1,444,824	4,017,303
高校	1,226,823	2,973,792
大学	2,590,800	5,446,400
大学院(修士)	1,222,600	2,230,200

※幼稚園は3年保育を想定。「国公立」は幼稚園～高等学校は公立、大学、大学院(修士)は国立の数値。

※幼稚園～高等学校は学校教育費、学校給食費、学校外活動費の合計。大学、大学院(修士)は授業料等学校納付金(入学時納付金を除く。)と修学費、課外活動費、通学費の合計。
(出典)幼稚園～高等学校は文部科学省「平成26年度子供の学習費調査」に基づき 大学、大学院(修士)は日本学生支援機構「平成26年度学生生活調査」に基づき作成。

	すべて国公立	小・中は公立、他は私立	すべて私立
幼稚園～大学までの合計	7,821,711	13,282,222	23,145,663

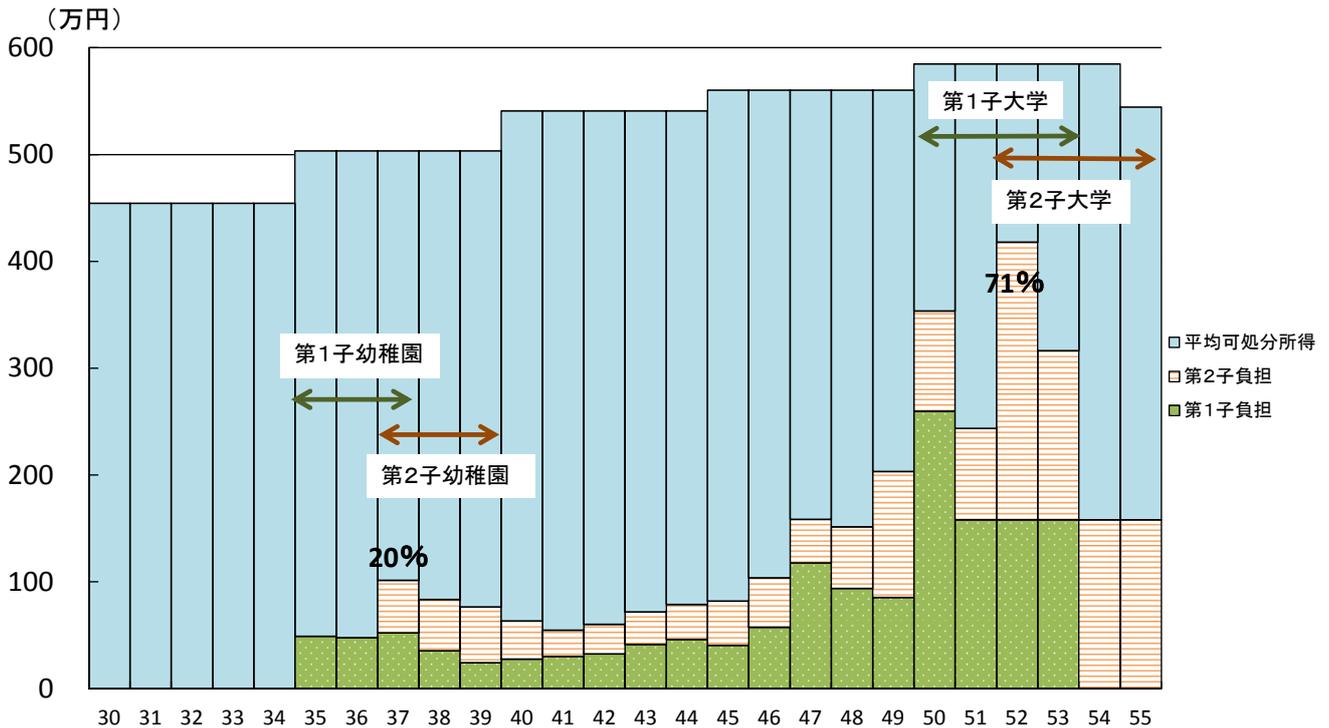
大学学部生(昼間部)の年間生活費



※食費、住居・光熱費、保健衛生費、娯楽・嗜好費、その他の日常費の合計 (出典)日本学生支援機構「平成26年度学生生活調査」

子供2人を大学まで卒業させるために必要な教育費

○ 子供2人を大学まで卒業させるために必要な教育費は約2,700万円。
(小・中学校は公立、幼稚園・高等学校・大学は私立の場合。)



※32歳で第1子、34歳で第2子を出産と想定。

(資料) 文部科学省「平成26年度子供の学習費調査」、日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果(平成26年度)」、総務省統計局「平成26年度家計調査年報」

幼児教育の無償化に向けた取組の段階的な推進

○ 家庭の所得にかかわらず、全ての子供に質の高い幼児教育を保障するために、幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に推進している。平成28年度は、低所得の①多子世帯及び②ひとり親世帯等の保護者の負担軽減を図る。

○ 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に推進する。

○ 平成28年度については、「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」(平成27年7月22日開催)で取りまとめられた方針等を踏まえ、低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取組を推進する。

【幼稚園就園奨励費補助 (補助率: 1/3以内)】
幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し国が所要経費の一部を補助する。

平成27年度予算額	323億4,100万円
平成28年度所要額	345億2,700万円
(対前年度)	21億8,600万円増
うち、子ども・子育て支援新制度の制度移行分を除いた文部科学省予算計上分	
平成28年度予算額	322億7,200万円

1. 多子世帯の保護者負担軽減

所要額 18億円
うち、文部科学省予算計上分 14億円

市町村民税所得割課税額77,100円以下(年収約360万円未満相当)世帯について、多子計算に係る年齢制限(小学校3年生を上限)を撤廃し第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。

○ 多子計算の年齢制限撤廃:

(現行) 小学校3年生を上限に子供の数を計算。

→ (改正) 年収約360万円未満相当世帯に限り年齢制限を撤廃。

【例: 年収約360万円未満相当世帯の3人兄妹の場合】

	(現行)	(改正)
14歳の長男 中学3年生	--- (カウント対象外)	⇒ 第1子扱い (カウント対象)
5歳の長女 幼稚園年長組	第1子扱い	⇒ 第2子扱い (保育料満額~保育料半額)
3歳の次男 幼稚園年少組	第2子扱い	⇒ 第3子扱い (保育料半額~無償)

2. ひとり親世帯等の保護者負担軽減

所要額 4億円
うち、文部科学省予算計上分 3億円

市町村民税所得割課税額77,100円以下(年収約360万円未満相当)の世帯のひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の子供について、保護者負担額の軽減措置を実施。

階層区分	現行		ひとり親世帯等	
	補助単価	保護者負担額(月額)	補助単価	保護者負担額(月額)
第II階層 市町村民税非課税世帯、 市町村民税所得割非課税世帯 (年収約270万円未満相当)	第1子	272,000円	3,000円	→ 308,000円 0円(無償化)
	第2子	290,000円	1,500円	→ 308,000円 0円(無償化)
第II階層のひとり親世帯等の保護者負担額を0円(無償)に引き下げ。				
第III階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下。 (年収約360万円未満相当)	第1子	115,200円	16,100円	→ 217,000円 7,550円
	第2子	211,000円	8,050円	→ 308,000円 0円(無償化)
第III階層のひとり親世帯等の保護者負担額を第1子は7,550円(月額)に、第2子は0円(無償)に引き下げ。				

※ 補助限度額は保育料の全国平均単価(308,000円)。他の階層の補助単価は前年同額。
※ 市町村民税所得割課税額(補助基準額)及び年収は、夫婦(片働き)と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。
※ 就園奨励事業は市町村が行う事業であり、実際の補助額は市町村により異なる。

義務教育段階の就学援助

○ 経済的援助を受ける家庭の児童生徒数が急速に増加している。16人に1人（H7）→6人に1人（H25）
要保護者及び準要保護者の児童生徒に対して、就学に際して必要な援助を与えている。

1 就学援助の実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と明記されている。



2 就学援助の対象者

- ① 要保護者・・・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（平成25年度 約15万人）
- ② 準要保護者・・・市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（平成25年度 約1.37万人） **【認定基準は各市町村が規定】**

3 要保護者等に係る支援

- ① 補助の概要：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。 **【要保護児童生徒援助費補助金】**
- ② 補助対象品目：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費
- ③ 国庫補助率：1/2（予算の範囲内で補助）
- ④ 平成28年度予算額：8億円（27年度予算額：8億円）

※生活扶助基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないよう、平成25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者等については、生活扶助基準の見直し以降も引き続き国による補助の対象。平成28年度以降についても適切に対応。
※平成28年度から学用品費など8つの費目の単価を1つに大括り化し、単価を標準化することにより、地方公共団体の事務負担を軽減。



4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

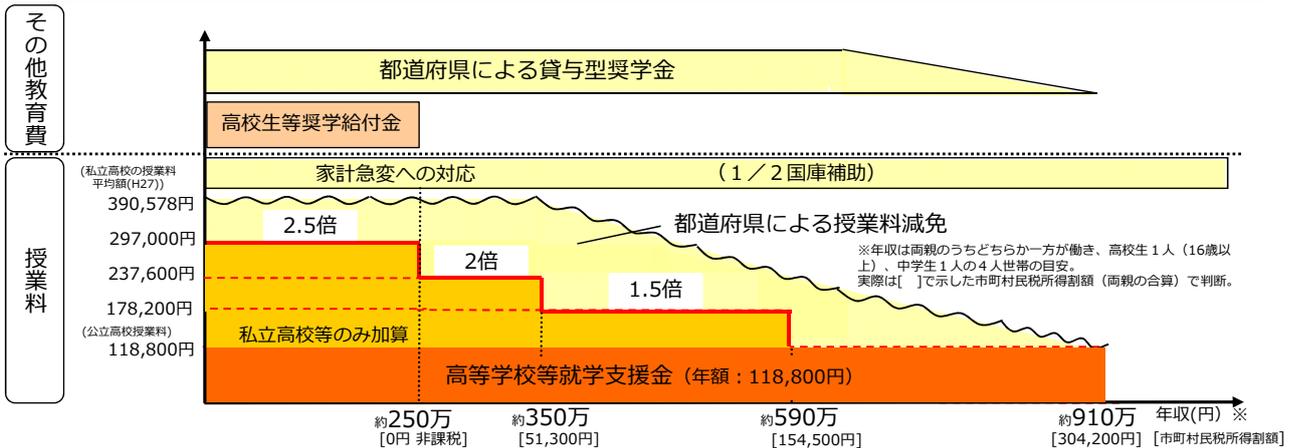
※生活扶助基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないよう、国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自自治体において判断していただくよう依頼。

高校生等への修学支援

○ 高等学校等就学支援金等

平成28年度予算額 3,680億円（平成27年度予算額 3,805億円）

高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）することにより、教育費負担軽減を図る（所得制限：市町村民税所得割額：304,200円（世帯年収の目安約910万円）以上）。



○ 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

平成28年度予算額 131億円（平成27年度予算額 79億円）

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して高校生等奨学給付金事業を実施する都道府県へ所要額を交付する（1/3国庫補助）。

※授業料以外の教育費・・・教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費等

区分	国公立	私立
生活保護世帯【全日制等・通信制】	年額32,300円	年額52,600円
非課税世帯【全日制等】（第1子）	年額59,500円	年額67,200円
非課税世帯【全日制等】（第2子以降）	年額129,700円	年額138,000円
非課税世帯【通信制】	年額36,500円	年額38,100円

○ その他の高校生等への支援

平成28年度予算額 31億円（平成27年度予算額 25億円）

学び直しへの支援、家計急変世帯への支援、海外の日本人高校生への支援、特別支援教育就学奨励費の充実等

(独) 日本学生支援機構 大学等奨学金事業の充実

○ 無利子奨学金の貸与人員を増員(46万人→47.4万人)し、「有利子から無利子へ」の流れを加速させるとともに「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた検討を進めている。

＜平成28年度予算＞

意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。このため、
 ①無利子奨学金の貸与人員を増員や、
 ②「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速など、大学等奨学金事業の充実を図る。

**平成28年度予算額 貸与人員:131万8千人
 事業費総額:1兆908億円
 [他に被災学生等分5千人・36億円]**

○「有利子から無利子へ」の流れの加速(無利子奨学金の拡充)
 ・貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現を目指し、無利子奨学金の貸与人員を増員し、奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速。

＜貸与人員＞ 無利子奨学金 47万4千人(1万4千人増※)
 ※うち新規貸与者の増員分6千人[この他被災学生等分5千人]
 (有利子奨学金 84万4千人(3万3千人減))

○「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速
 ・奨学金の返還の負担を軽減し、返還者の状況に応じてきめ細やかに対応するため、所得の捕捉が容易となる社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入を前提に、返還月額が卒業後の所得に連動する、「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けて、詳細な制度設計を進めるとともにシステムの開発・改修に着手する等の対応を加速。

＜システム開発・改修費＞ 5億円
 ※平成27年度補正予算額 23億円を計上

区分		無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員		47万4千人 (1万4千人増) [他被災学生等分5千人]	84万4千人 (3万3千人減)
事業費		3,222億円 (98億円増) [他被災学生等分36億円]	7,686億円 (280億円減)
うち 一般会計 復興特会 財政融資資金		政府貸付金 一般会計:880億円 復興特会:28億円	財政融資資金 7,944億円
貸与月額		学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3万円、5.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
貸与基準	学力	・高校成績が3.5以上(1年生) ・大学成績が学部内において上位1/3以内(2年生以上)	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生
	家計	家計基準は家族構成等により異なる。(子供1人～3人世帯の場合)	
28年度採用者		一定年収(660万円～1,270万円)以下 ※貸与基準を満たす年収300万円以下の世帯の学生等は全員採用	一定年収(840万円～1,650万円)以下
返還方法		卒業後20年以内 ＜所得連動返還型＞ 卒業後一定の収入(年収300万円)を得るまでは返還期限を猶予	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率		無利子	
		上限3%(在学中は無利子) 学生が選択(平成28年3月貸与終了者)	
		利率見直し方式 (5年毎) 0.10%	利率固定方式 0.16%

国立大学・私立大学の授業料減免等の充実

○ 国立大学の対象人数を5.7万人→5.9万人、私立大学を4.2万人→4.5万人等、各大学等における授業料減免への支援を充実している。

背景・課題

- 高等教育への支出はその大半が家計負担に帰しており、経済的な理由により大学進学や入学後の修学の継続を断念するなどの例が顕在化。
- 学生が経済的な理由により学業を断念することがないよう、教育費負担軽減が急務。

(平成27年度予算額:392億円)
 平成28年度予算額:406億円
 [復興特別会計 7億円]
 (内訳)国立大学法人運営費交付金(内数) 320億円(307億円)
 [復興特別会計 13億円(4億円)]
 私立大学等経常費補助金(内数) 86億円(85億円)
 [復興特別会計 7億円(17億円)]

対応・内容

【対応】

- 各大学において授業料減免等が確実に拡充するよう、所要の財源・対応を国が支援し、学生の経済状況や居住地域に左右されない進学機会を確保。

【内容】

《国立大学》320億円[復興特別会計 1億円]
 意欲と能力ある学生が経済状況にかかわらず修学の機会が得られるよう、授業料免除枠を拡大する
 免除対象人数:約0.2万人増 平成27年度:約5.7万人→平成28年度:約5.9万人
 学部・修士:約5.1万人→約5.4万人(約0.2万人増)
 博士:約0.6万人→約0.6万人

《私立大学》86億円[復興特別会計 7億円]
 経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免を行う大学等への支援の充実を図るとともに、学生の経済的負担軽減のための多様な支援策を講じる大学等を支援する。
 (減免対象人数:約0.3万人増 平成27年度:約4.2万人→平成28年度:約4.5万人)

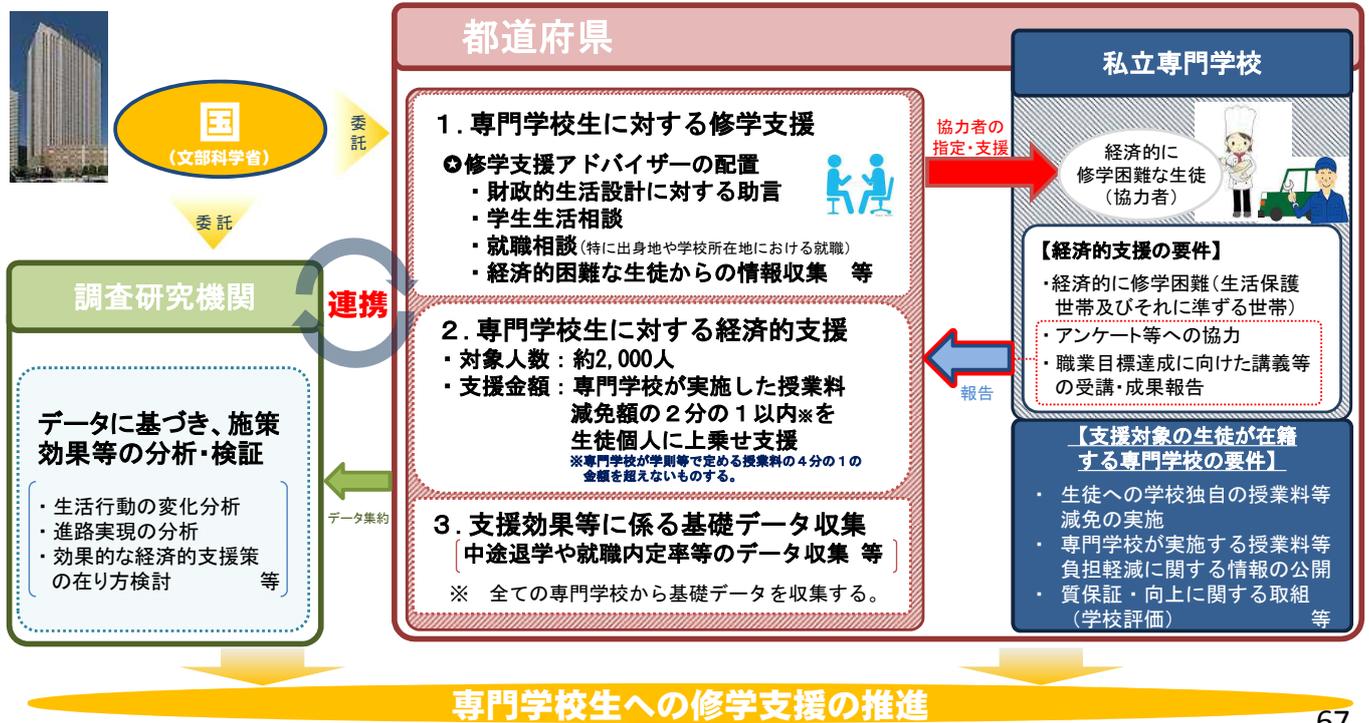
政策目標

- 大学の授業料減免制度等を拡充し、教育費負担を軽減。
- 国民全員に質の高い教育を受ける機会を保障し、様々な分野において厚みのある人材層を形成。

専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

○ 意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、教育機会を確保するための取組、公費投入についての教育的効果の検証や効果的な修学支援の検証等について実証的な研究を行う。

【実施期間】 平成27年度～29年度【対象】 都道府県・調査研究機関
 平成28年度予算額:3億500万円
 (平成27年度予算額:3億500万円)



地域人材の活用や学校等との連携による訪問型家庭教育支援事業

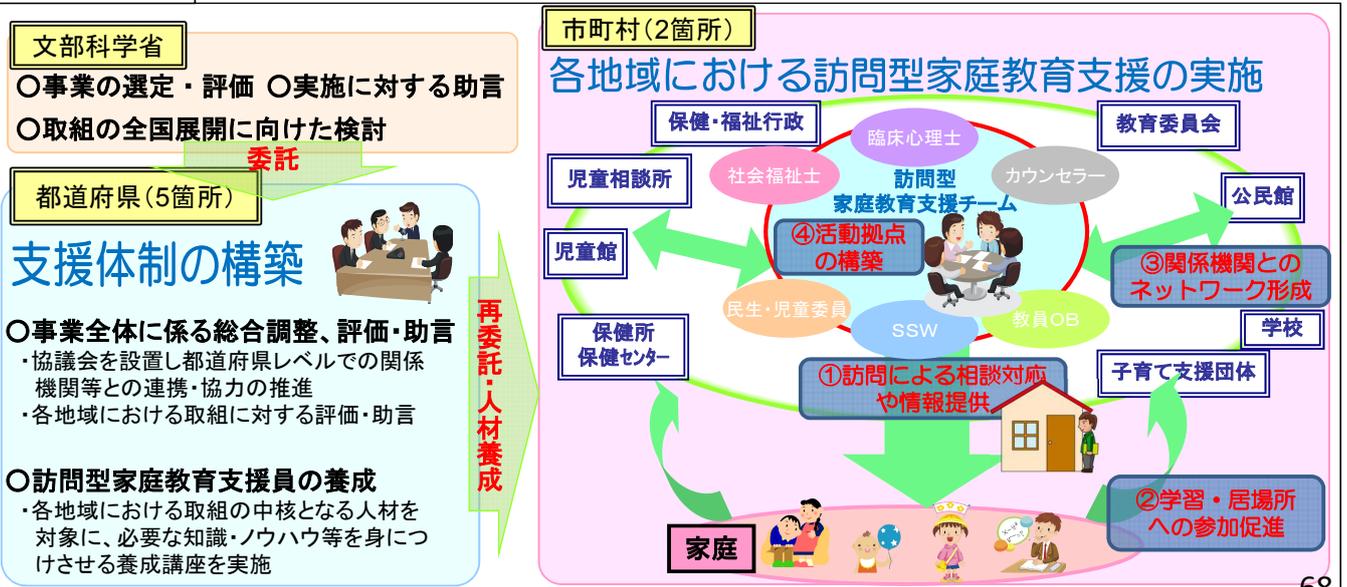
○ 訪問型支援を行う地域人材の発掘、養成、活動の場の提供を一体的に行い、スクールソーシャルワーカーや地域の人材、保健・福祉部局等と協働した、家庭教育支援チーム等による訪問型の家庭教育支援体制を構築し、家庭や子供を地域で支える取組を推進する。

平成28年度予算額 2,800万円【新規】

背景

ひとり親家庭や経済的問題により家庭生活に余裕がなくなっている家庭が増加している。また、地域のつながりの希薄化などによって、子育て家庭は、子育てについて悩みや不安を抱えて孤立しがちな状況にある。こうした中、経済的困難、児童虐待、不登校等の様々な問題を抱え込み、主体的な家庭教育が困難になっている家庭もある。

事業の概要



教育再生実行会議・同提言フォローアップ会合

審議の経過

- 平成 27 年 11 月 4 日（水） 第 32 回教育再生実行会議
教育再生実行会議提言フォローアップ会合の開催を決定
「情報化時代に求められる『多様な個性が長所として肯定され活かされる教育』への転換」に関する討議
- 平成 27 年 12 月 15 日（火） 第 1 回教育再生実行会議提言フォローアップ会合
これまでの提言の進捗状況に関する討議
- 平成 27 年 12 月 21 日（月） 第 33 回教育再生実行会議
「情報化時代に求められる『多様な個性が長所として肯定され活かされる教育』への転換」に関する討議
- ・ 発達障害の子どもへの教育など特別支援教育
 - ・ 不登校等の子どもへの教育
- 平成 28 年 2 月 4 日（木） 第 34 回教育再生実行会議
「情報化時代に求められる『多様な個性が長所として肯定され活かされる教育』への転換」に関する討議
- ・ 学力差に応じた教育
 - ・ 特に優れた能力を持つ子供たちの力を更に伸ばす教育
- 平成 28 年 3 月 22 日（火） 第 35 回教育再生実行会議
「情報化時代に求められる『多様な個性が長所として肯定され活かされる教育』への転換」に関する討議
- ・ 日本語能力が十分でない子供たちへの教育
 - ・ 家庭の経済事情に左右されない教育機会の保障
- 平成 28 年 4 月 5 日（火） 第 2 回教育再生実行会議提言フォローアップ会合
これまでの提言の進捗状況に関する討議
- 平成 28 年 4 月 20 日（水） 第 36 回教育再生実行会議
提言素案について討議
- 平成 28 年 5 月 20 日（金） 第 37 回教育再生実行会議
第九次提言を取りまとめ

教育再生実行会議の開催について

〔平成25年1月15日
閣議決定〕

1. 趣旨

21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要がある。このため、「教育再生実行会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官及び文部科学大臣兼教育再生担当大臣並びに有識者により構成し、内閣総理大臣が主催する。
- (2) 内閣総理大臣は、有識者の中から、会議の座長を依頼する。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. その他

会議の庶務は、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

教育再生実行会議提言フォローアップ会合の開催について

〔平成 27 年 11 月 4 日〕
教育再生実行会議決定

1. 教育再生実行会議の第一次提言から第八次提言の内容に係る施策の実行状況を点検し、教育再生への取組を真に実効あるものとするため、教育再生実行会議提言フォローアップ会合（以下「提言フォローアップ会合」）を開催する。
2. 提言フォローアップ会合は、内閣総理大臣、内閣官房長官及び文部科学大臣兼教育再生担当大臣並びに有識者により構成する。内閣総理大臣は、有識者の中から、提言フォローアップ会合の座長を依頼するとともに、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
3. 提言フォローアップ会合の庶務は、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 提言フォローアップ会合の運営については、教育再生実行会議運営要領（平成 25 年 1 月 24 日教育再生実行会議決定）を準用する。このほか、提言フォローアップ会合の運営に関し必要な事項は、教育再生実行会議で決定する。

教育再生実行会議 構成員

安倍 晋三	内閣総理大臣
菅 義偉	内閣官房長官
馳 浩	文部科学大臣兼教育再生担当大臣

(有識者)

出雲 充	株式会社ユーグレナ代表取締役社長
伊原木隆太	岡山県知事
漆 紫穂子	品川女子学院校長
◎鎌田 薫	早稲田大学総長
小林 りん	インターナショナルスクール・オブ・アジア軽井沢代表理事
貞廣 斎子	千葉大学教育学部教授
三幣 貞夫	千葉県南房総市教育長
清水 信一	武蔵野東高等専修学校校長
鈴木典比古	国際教養大学理事長・学長
坪谷ニューエル郁子	東京インターナショナルスクール理事長
中邑 賢龍	東京大学先端科学技術研究センター教授
中室 牧子	慶應義塾大学総合政策学部准教授
名和 晃平	彫刻家、SANDWICH Inc. ディレクター、京都造形芸術大学大学院教授
細江 茂光	岐阜市長
堀 義人	グロービス経営大学院学長、グロービス・キャピタル・パートナーズ代表パートナー
○松本 紘	理化学研究所理事長、京都大学前総長
向井 千秋	東京理科大学副学長、日本学術会議副会長
湯野川孝彦	株式会社すららネット代表取締役社長

(オブザーバー)

渡海紀三朗	衆議院議員
富田 茂之	衆議院議員

※五十音順、敬称略

◎座長

○副座長

教育再生実行会議提言フォローアップ会合 構成員

安倍 晋三 内閣総理大臣
菅 義偉 内閣官房長官
馳 浩 文部科学大臣兼教育再生担当大臣

(有識者)

漆 紫穂子 品川女子学院校長
大竹 美喜 アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）創業者
尾崎 正直 高知県知事
貝ノ瀬 滋 政策研究大学院大学客員教授
加戸 守行 前愛媛県知事
蒲島 郁夫 熊本県知事
◎鎌田 薫 早稲田大学総長
川合 眞紀 東京大学教授、理化学研究所理事長特別補佐
河野 達信 岩国市立高森小学校教諭、前全日本教職員連盟委員長
佐々木喜一 成基コミュニティグループ代表
鈴木 高弘 専修大学附属高等学校理事・前校長、NPO法人老楽塾理事長
武田 美保 スポーツ／教育コメンテーター
○佃 和夫 三菱重工業株式会社相談役
向井 千秋 東京理科大学副学長、日本学術会議副会長
八木 秀次 麗澤大学教授
山内 昌之 東京大学名誉教授、明治大学特任教授

(オブザーバー)

渡海紀三朗 衆議院議員
富田 茂之 衆議院議員

※五十音順、敬称略
座長◎、副座長○